

高松地方裁判所委員会（第40回）議事概要

1 日 時

令和2年7月22日（水）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委 員）岩根麻里，岡克典，岸日出夫，熊澤貴士，近道暁郎，関谷利裕，竹内麗子，
中尾利枝子，長瀬裕亮，平野美紀（五十音順，敬称略）

（事務担当者）高橋事務局長，村瀬総務課長，山形総務課長補佐

（説 明 者）村瀬総務課長，高見民事首席書記官，櫻川刑事首席書記官

（オブザーバー）高見民事首席書記官，櫻川刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

(1) 「高松地方裁判所における，新型コロナウイルス感染症への対応について」に関する説明

高松地方裁判所村瀬総務課長，高見民事首席書記官及び櫻川刑事首席書記官から，高松地方裁判所の新型インフルエンザ等対応業務継続計画の概要及び今般の新型コロナウイルス感染症への対応について説明を行った。

(2) 意見交換

○ 説明を聞いて裁判所ではきめ細やかな対策が講じられており，感心した。ただ，（報道機関の立場からは）傍聴席の制限が設けられている点が気にかかる。傍聴席の間隔確保に伴い，民事事件及び刑事事件において，傍聴希望者が傍聴できないことはあったの

か。

- 民事事件及び刑事事件ともに、それぞれ1件ずつあった。いずれも予想を上回る傍聴希望者が来庁したケースであり、次回の期日が指定された事件については、次回から広い法廷で期日を行うこととした。
- 傍聴できなかった人から裁判所に意見が出されたことはなかったか。
- 傍聴席数の制限について、説明させていただき、ご理解いただいた。
- 傍聴席数を削っていることから、あらかじめ傍聴希望者数を予想し、多そうであれば、広めの法廷を確保している。よって、裁判所としては、アンテナの感度を上げて傍聴希望者数を正確に先読みする必要がある。
- 裁判所は、事件関係者からの情報収集に加え、一般の方からの問い合わせ及び報道機関からの問い合わせも踏まえて、慎重かつ十分に使用法廷を検討していく必要があると考えている。
- 傍聴人は、全員が前を向いており、発語もしないので、法廷内に傍聴人をもう少し入れてもよいのではないか。法廷内よりも、法廷に出入りする時の方が人が密集し、感染のリスクが高いため、そちらの方の配慮が必要ではないか。
- 傍聴席数の制限を緩和する計画はあるか。
- 政府から、新しい生活様式の徹底を求められていることや新型コロナウイルスの感染者数が増加している現状において、当面、現在の傍聴席数のままとすることはやむを得ないとする。しかし、裁判の公開の要請に応じていくため、今後も事前に傍聴希望者数の情報を収集し、必要に応じて広い法廷を確保するよう努めていく。
- 新型コロナウイルスの影響で、DVの保護命令の申立て件数は増えているのか、感覚的なものでよいから教えていただきたい。
- 増えたという感触はない。
- 新型コロナウイルスを境に、電話会議やウェブ会議を活用するなど、裁判におけるやりとりは変わるのか。海外では、裁判官がモニターを見てやりとりをすることが多いが、日本は書類のやりとりが多い。

■ 民事裁判においては、IT化を推進しているところであるが、新型コロナウイルスはIT化の推進に影響を与えたかどうかについて説明者に説明させる。

● 民事裁判においては、新型コロナウイルスの感染拡大より前から電話会議やウェブ会議など、事件関係者ができるだけ裁判所に来ないで進められる方法を検討してきたところであるが、新型コロナウイルスの影響で、事件関係者が裁判所に来ることができない状況下でも、電話会議やウェブ会議の活用幅を広げて、停滞する事件を進めようと考えており、これらの活用数は増えている。

なお、ウェブ会議の活用は、民事裁判のIT化に向けたプロセスの中の第一段階の大きな取組の一つであるが、今後は法改正を経て、当事者等が裁判所に来ないで裁判ができるようになっていくと聞いている。

■ 現行法下では、書面が必要ということは変わっていないが、三段階あるプロセスの最終段階では、電子情報のみによって提出という形になる。現在は、その過渡期であり、現行法下でできる範囲のことをやっているという状況である。

● 刑事裁判においては、IT化は、まだ検討段階である。しかし、コロナ禍の中で、打合せについては、人の移動を減らす観点から電話会議を活用した例はあり、今後も法律の範囲内でできることを行っていく。

○ 対外的な分野でのIT化は急がれる。裁判所はご尽力いただきたい。

■ 裁判所もIT化については、活用する側として推進していきたい。

○ 先ほど裁判所ではDVの申立件数には増加傾向はみられないという話が出たが、コロナウイルスの影響で、倒産件数が増えたりDVが増えたりしている。しかし、裁判所の敷居は市民にとって高い。この点を改善して、本当に必要な人に裁判手続きが周知されるようご尽力いただきたい。

● コロナ禍においても、裁判手続きの広報は従前どおりであったし、DV事件の手続案内や事件の進行も従前どおりであった。検討する必要があると考える。

■ 裁判所は、中立的でなければならぬため、場合によっては、利用者が意を汲んでくれないと感じることがあるかもしれない。ご指摘を踏まえ、中立公平性に配慮しつつ、

可能な限り利用者に寄り添った説明をしていきたいと考える。

- 内閣府の情報によれば、コロナ禍におけるDVの相談件数は、昨年同時期と比較すると増加している。しかし、裁判所への申立件数が増えていないということから、裁判所に相談に行くことを難しいと感じている人が多いのではないかと感じている。
- 裁判員裁判において、コロナウイルスを理由として、裁判員を辞退したいとの申出があったか。
- コロナウイルスを理由に、辞退を申し出た事例はないと聞いている。
- 検察庁としても、裁判員裁判中にコロナウイルスの感染者が出た場合の対応を考えておかなければならないと考える。
- 一人でも感染の疑いが出たら、裁判の進行は止める必要がある一方で、裁判員の負担軽減も考える必要がある。今後も関係機関との連携を密にして取り組みたい。
- 委員の方の属している団体において、コロナウイルスに関する対策等、取組例をお聞かせいただきたい。
- 業務の優先順位を検討したが、どの業務も緊急性が高く、優先順位をつけることができなかった。

保護施設については、感染の疑いがある人を引き受けるときは、別室対応や階を分けた対応、対応職員を固定するなど慎重に対応することになっている。通常業務にも影響してくるので、感染の疑いをどの程度慎重に考えるかについても、検討している。

- 相談業務は、コロナウイルスの影響で閉めていたが、7月から再開した。コロナウイルスに関するお知らせを紙にしてやっている。
- 期日取消しについては、依頼者の理解は得られた。香川県弁護士会の相談は、これまで週に三回、1日に5名の相談を受けていた。コロナウイルスの影響が最も深刻な時期は、電話相談とした。緊急事態宣言が解除された後は、各相談の間に20分の換気の時間をとっている。この結果、一日に受ける相談の数は減った。
- コロナウイルスの関係で、裁判所が業務を縮小している期間中に裁判所のホームページを見た方はおられるか。この期間中は状況が変化するため、詳しくても状況が変化す

れば役に立たなくなるし、抽象的でも役に立たないため、裁判期日の変更等に関する情報をどこまで詳しく載せるのか考えた。この点を含め、裁判所のホームページの感想をお聞かせいただきたい。

- あたらず、さわらず、といった感じで、踏み込んだ内容がなかった。裁判所という、特殊な分野だけに、悩みはあるかと思うが、それゆえに、市民から見て敷居が高くなっており、使いづらいホームページになっている。
- 利用者の方に壁を感じさせないようにすることを心がけたい。
- 学生などはホームページをよくチェックしている。また、被害者支援制度を調べるときに、裁判所の統計を見ているが、最新のものが掲載されるのに時間がかかっている。
- スピード感についても、注意していきたいと思う。
- 待合室の利用を停止されたが、依頼者と繊細な話をする必要があるときもある。待合用の長椅子の設置場所を教えていただきたい。
- 待合室については、3密対策を講じつつ、現在利用を再開している。
- 所属する団体でのコロナ対策を教えていただきたい。
- マスク着用、三密回避、定期的な手洗いについては、指示している。取材現場の人間については、各人の判断で身を守るよう、言っている。
- マスクなど、必要最低限のことはするが、現場作業中は熱中症の心配もあり、デスクワークの者と現場作業の者との間で意見の相違がある。
- 授業は全て遠隔でライブで行っている。学生自身、自分がどの程度理解しているか分からないこと、教員も慣れておらず、学生の反応が分からないために、それぞれの教員が課題でレポートの提出を要求しがちで、学生に過剰な負担がかかっていること等から、疲弊している学生がおり、学生のメンタルが心配である。

試験、学会、会議もオンラインでやっている。

会議については、オンラインにすることで、出席率が高くなったが、意見が言いづらい場面があり、いい部分もあり、悪い部分もあるといった感じである。

研究については、オンラインにすることで、他の大学の先生との連携がより深まり、

研究が進んだものもある。

大学の方もいろいろ試行錯誤している。

- コロナウイルス禍でのメンタルの面のケアについて、取り組んでいる、又は懸念している点について、お聞かせいただきたい。
- 相談できないことを一番心配している。大学としては、一人暮らしで孤立している学生には、こちらからコンタクトをとっている。
- 本日は、たいへん貴重なご意見を頂戴した。今後の新型コロナウイルス感染症への対応に役立てたい。

5 次回の予定

令和2年12月3日（木）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「民事調停の利用促進に向けた取組について」